

# 福岡県の社会保障

2009年1月15日 (第9号)

福岡県社会保障推進協議会

福岡市博多区博多駅前1-19-3

電話 092-483-0431 ファクス 092-483-0435



やっぱり廃止しかない、後期高齢者医療制度

保険料天引きのたびに、ひろがる怒り

「年寄りが長生きをして病院に行くから医療費がふえてこまる」とばかり、高齢者の年金から保険料を天引きし、保険料を払えない高齢者からは保険証をとりあげ(「資格証明書」を発行)て、病院では全額本人負担とするなど、年寄りは病院に行くな、お金がなければ早く死ねというのが『後期高齢者医療制度』です。その証拠に、この制度に合わせて行政が作る「計画」の名前は「医療費適正化計画」です。

“こんな制度は、とにかく廃止するしかない”という怒りの声は「年金天引き」のたびに広がりつつあります。

5回目の『年金天引き日』となった12月15

## もくじ

1. 後期高齢者医療廃止、保険料天引き日  
怒りの宣伝行動 . . . (1)
2. 後期高齢者保険料の滞納・無保険者問題  
市町村アンケート結果 . . . (2)
3. 「障害者自立支援法」訴訟 . . . (4)
4. 改善へ向けて、大きく前進、  
国保「子どもの無保険」問題 . . . (5)
5. 福岡県社会保障学校開く . . . (7)
6. 高齢者のつどいに 300人 . . . (8)
7. 就学援助制度アンケート結果 . . . (8)
8. 年金者組合が「秋の月間」 . . . (10)
9. 自治体の「病院経営改善」の  
方法は間違っている . . . (11)
10. 大詰めを迎える福岡生存権裁判 . . . (12)

日も、県下各地の社保協や年金者組合、医療団体などのよびかけで、さまざまな抗議行動・市民宣伝が取り組みました。



(12月15日に取り組まれた

集会・デモ・街頭宣伝など)

福岡市：市民集会(天神中央公園)、デモ行進(市役所前～アクロス～天神)、宣伝行動(天神イムズ前)

北九州市：ハンドマイク宣伝・署名など(若松／区内の銀行・郵便局前2カ所、八幡／ひびき信金前、門司／門司港福銀前、戸畑／駅前、小倉駅南口)

久留米市：宣伝行動(西鉄久留米駅前)

田川市：宣伝行動(田川市役所前)

京築：宣伝・バザー・健康チェック(行橋市場ハミング通り)

大牟田市：宣伝カー運行(郵便局前～市内一円)  
・宣伝(大牟田郵便局前、三池郵便局前)・昼休み集会(大牟田市役所前)

## 後期高齢者医療で「無保険高齢者」が多数発生する恐れ

～普通徴収対象者の「滞納状況」調査で明らかに

### 福岡県保険医協会

08年4月に始まった「後期高齢者医療制度」は発足当初から高齢者だけでなく、多くの国民から憤激の声が上がっています。高齢者からは「家族と切り離すのか」、「少ない年金から保険料を天引きするなんてひどい」、「高齢者を差別する姥捨て山医療だ」などの怒りの声が上がっています。

このような世論におされ、政府も保険料の軽減措置など見直しをせざるを得ない状況になっています。しかし抜本的な改善策は提示されないままの状態です。

後期高齢者医療制度の保険料徴収は、介護保険料と同様、年金からの天引きを原則にしていますが、年金受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料の天引き額と後期高齢者医

療保険料の合計額が年金受給額の5割を超える人については年金天引きではなく、納付書や口座振替による「普通徴収」としています。

その「普通徴収」が08年7月から始まりました。

福岡県保険医協会では、県内の66市町村に対して、7～9月における普通徴収該当者数と、その滞納者数を調査しました。

その結果、それぞれの対象者数を回答してきたのは、49市町村(回答率74.2%)、システム未整備等で「回答できない」としたところが17市町村でした。

該当者数と滞納者数を回答してきた49市町村の結果によると、9月の時点で普通徴収該当者は11万2868人、そのうち滞納者は1万6372人と1万6千人を超え、滞納率が14.5%

後期高齢者医療保険料の普通徴収者滞納状況 08年9月分 (対象自治体数：66、数値回答：49)

市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8	9
市町村名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	直方市	飯塚市	田川市	柳川市	嘉麻市
普通徴収者数	32185	25904	2509	システム未整備のため集計できない。	2213	4158	2112	公表できない。	1783
滞納数	5501	5671	377		127	327	回答なし		179
滞納率	17.1%	21.9%	15.0%		5.7%	7.9%	-		10.0%
市町村名	10	11	12	13	14	15	16	17	18
市町村名	朝倉市	八女市	筑後市	大川市	行橋市	豊前市	中間市	小郡市	筑紫野市
普通徴収者数	システム未整備のため集計できない	2478	1483	1377	公表できない。	回答しない	1492	1501	2463
滞納数		281	132	113			210	76	299
滞納率		11.3%	8.9%	8.2%			14.1%	5.1%	12.1%
市町村名	19	20	21	22	23	24	25	26	27
市町村名	春日市	大野城市	太宰府市	古賀市	宗像市	福津市	宮若市	岡垣町	前原市
普通徴収者数	2509	2213	1692	1385	2752	1619	1306	1429	把握できていない(保険年金課)
滞納数	377	343	156	96	397	114	94	65	
滞納率	15.0%	15.5%	9.2%	6.9%	14.4%	7.0%	7.2%	4.5%	
市町村名	28	29	30	31	32	33	34	35	36
市町村名	うきは市	みやま市	那珂川町	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町	久山町
普通徴収者数	1071	1681	1105	599	790	2060	536	458	311
滞納数	54	93	138	47	67	234	37	33	11
滞納率	5.0%	5.5%	12.5%	7.8%	8.5%	11.4%	6.9%	7.2%	3.5%
市町村名	37	38	39	40	41	42	43	44	45
市町村名	粕屋町	芦屋町	水巻町	遠賀町	小竹町	鞍手町	桂川町	筑前町	東峰村
普通徴収者数	数値は把握しているが回答できない。	期日までに回答は間に合わない。	753	672	364	523	431	605	114
滞納数			72	23	28	20	29	122	7
滞納率			9.6%	3.4%	7.7%	3.8%	6.7%	20.2%	6.1%
市町村名	46	47	48	49	50	51	52	53	54
市町村名	二丈町	志摩町	大刀洗町	大木町	黒木町	立花町	広川町	矢部村	星野村
普通徴収者数	回答しない	回答しない	248	365	403	期日までに回答は間に合わない。	652	66	165
滞納数			19	20	55		28	8	1
滞納率			7.7%	5.5%	13.6%		4.3%	12.1%	0.6%
市町村名	55	56	57	58	59	60	61	62	63
市町村名	香春町	添田町	福智町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	苅田町	みやこ町
普通徴収者数	398	期日までに回答は間に合わない。	回答しない	期日までに回答は間に合わない。	650	期日までに回答は間に合わない。	期日までに回答は間に合わない。	回答拒否	回答できない
滞納数	80				80				58
滞納率	20.1%				12.3%				-
市町村名	64	65	66	福岡県合計					
市町村名	築上町	吉富町	上毛町	7月	8月	9月			
普通徴収者数	819	221	245	102,685	104,973	112,868			
滞納数	62	9	2	9,660	10,897	16,372			
滞納率	7.6%	4.1%	0.8%	9.4%	10.4%	14.5%			

\*福岡県保険医協会調査(2008年11月14日～12月11日)より作成  
\*市町村別、7月、8月分の数値は省略した

に上がることが明らかになりました。

滞納率については、福岡市など21%にも上る市町村がある半面、星野村など1%未満の市町村もあるなど、自治体によって大きな差がみられます。

老人保健制度の下では、たとえ何らかの事情で滞納していても正規の保険証で受診でき

ていました。しかし、後期高齢者医療制度では、保険料を一年以上滞納した場合に「資格証明書(資格証)」を発行する規定になっており、『資格証』が発行された場合、医療機関の窓口で10割負担をしなければなりません。

そもそも経済的な理由から保険料を払えない人が、医療機関で10割の負担できるはずは

ありません。過大な窓口負担で受診を控える傾向がある中、10割負担させることは、さらなる受診抑制を助長することは間違いありません。

従来の老人保健法の第一条には、「この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする」とあります。

高齢者は体力・抵抗力が低く、高齢に伴う何らかの疾病を複数持っていることが特徴です。医療を受けられないと即、命にかかわる危険があります。

高齢者を医療から遠ざける「後期高齢者医療制度」は早急に廃止し、まずは参議院で可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」を衆議院で可決し、老人保健法に戻さなければならぬと考えます。

(08年12月12日、記者発表から)

## はじまった「障害者自立支援法」訴訟

～応益負担を撤廃して障害のある当事者の地域生活に安心と安定を～

赤松英知



障害者自立支援法（以下、自立支援法）施行から、2年半が経過した昨年10月31日、全国で29名の障害のある当事者とその家族が、8つの地方裁判所に応益負担制度の違憲性を訴えて、一斉提訴を行いました。これは「障害者自立支援法の応益負担は許せない」という、止むにやまれぬ思いの現れであり、社会保障制度が軒並み後退させられる中、大きな共感を呼びつつあります。

福岡では田川市にある第2つくしの里の利用者である平島龍磨さんがこの訴訟への参加を決意し、国と住所地である福智町を相手と

して福岡地裁に提訴しました。平島さんは、その胸の内を「自立支援法は障害者いじめ。裁判を通じて、一緒に働く仲間のためにも現状を変えたい」と語っており、自分のため、そして仲間のためにこの訴訟にかかる思いは並々ならぬものがあります。

平島さんは35歳までは普通の暮らしを送っていましたが、ある日突然、難病にかかり身体障害をもつようになりました。それから5年、一般就労を断念して車の免許も失効するなど生活は一変しました。それでも「いつかはまた会社で働きたい」という思いで、約2年前から第2つくしの里で働くようになりました。最も怒りを感じるのは、「以前は会社で働いて給料は受け取っても利用料などなかった。それなのに、障害をもった今、施設で働いたら利用料を払わないといけないのは何故なんだろう」ということです。

平島さんが訴えている内容は大まかに言って以下の4点です。

①福智町は平島さんに対して施設を利用する際に利用料を支払うことを決めたが、この支給決定を取り消すこと。

②国と福智町は平島さんが必要な支援を受けた場合に、それにかかった費用の全額を支給すること。

③平島さんには、必要な支援にかかった費用の全額を国と福智町から支給される法律上の資格があることを確認すること。

④国と福智町はこれまでの誤りを認める証として、最低限の慰謝料を支払うこと。

応益負担は「障害をもったのはあなただから自分の責任で支援を確保しなさい」というように障害を自己責任にしてしまいました。今、何とかしなければ、今後作られる障害者施策はすべてこの弱肉強食の障害自己責任論がベースになってしまいます。そういう点で、この訴訟は歴史的な意義をもっており、障害者福祉にとどまらず社会保障全体に与える影響も小さくありません。

(あかまつひでとも／田川市 第2つくしの里)

第1回口頭弁論（福岡地裁）は、1月30日午後1時10分から。  
同日午後3時から、報告集会（福岡市中央市民センター）。  
多くの皆様のご参加をお願いします

## 改善へ向けて、大きく前進した国保「子どもの無保険」問題

～～ さらに追及が必要なところも ～～

飯田 富士雄

08年8月に全国紙で報道されて反響を呼んだ国民健康保険料滞納による「子どもの無保険」問題は、民商や各地の社保協、医療関連団体などの要請・市民宣伝などをうけて自治体の独自施策や、政府要請など、全国的な運動に広がりました。そして年末をひかえた12月19日、国民健康保険法の一部改正（参院可決）にまでこぎ着けました。住民が身近な課題で共同をひろげ、国政を動かしたという点で特筆すべき取り組みだったと思います。

このこと自体はとても意義深いことですが、これで一件落着と言うわけにも行かないように思われます。

たとえば、福岡市は11月25日の会見で「子

どもの健全育成の観点から、子どもを資格証明書交付の適用除外とし、被保険者証を交付する」と表明して、無保険状態の子どもを、その世帯と切り離す形で短期保険証を発行して無保険問題の解消を図りましたが、12月13日の新聞報道によれば、厚生労働省はこれを「違法」としています。理由は国保は世帯単位が原則なので、子どもだけを切り離すことはできないということのようですが、世帯単位の原則と滞納保険料の回収にこだわって子どもの無保険状態を放置することにならないか心配です。単に市長が「善処します、改善します」と約束したからよかったということに留まるのでなく、本当によくなったのか、

具体例を抑えながら最後まで詰めてゆく必要があるように思われます。

北九州市の状況はもっと深刻・・・というよりも、ほとんど改善されていない可能性があります。

北九州市は以前から、資格証明書交付は滞納者との接触の機会をつくるためであり、「資格書」を送付された滞納者が役所の窓口で相談に来れば（分納などを含めて）いろいろと相談に乗っている。資格書発行を厚労省の指導する「一年滞納」より短く、半年分滞納で一律に送付していることについても『きめ細かい』対応をとっているものであって、何の問題もない。子どものいる世帯の滞納対応についても同じ扱いであり、子どもがいるからという理由で特別な対応をとることはない、というものでした。

11月14日に北九州市長は記者の質問に答える形で（子どもの無保険への）「対処方針を検討していきたい」と表明しましたが、その後（同月25日）、担当課が説明資料として公表した資料では（滞納世帯の）「来庁を促し」「納付相談を行う」「保険料の納付が可能であれば納付誓約を行い・・・」とあくまで保険料納付を優先しており、子どもの医療確保を重視する姿勢は見られません。

そして、問題の無保険の子どもがいる世帯への通知書は『国民健康保険料に関する納付相談について』（下図）となっており、子どもの医療を保障するという今回の「見直し」の趣旨はどこにも書かれていません。これまで北九州市では、滞納のある市民が区役所に行くと“まず保険料を納めるように”ときびしく追及されてきました。そこへ、こういう文書が区役所から送られてくれば“また保険料の督促が来た”としか思わないでしょう。この文書を見た厚労省の担当職員は「ひどい」

<b>[北九州市の文書]</b>	平成20年12月 日
世帯主氏名 _____様 (記号・番号)	〇〇〇区役所国保年金課長 〇 〇 〇
<b>国民健康保険料に関する納付相談について</b>	
あなたの世帯は、国民健康保険料を納付していないため、現在、被保険者証の代わりに被保険者資格証明書が交付されています。	
この被保険者資格証明書を使って病院などにかかった場合は、病院の窓口で医療費の10割を全額自己負担しなければなりません。	
そこで、あなたの世帯に被保険者証を交付するためにも、一度、滞納保険料についてお話ししたいと考えておりますので、①被保険者資格証明書、②本状、③印かんを持参のうえ下記のとおり来庁してください。	
なお、本状が届く前に保険料を納付された場合は、行き違いなのでご了承ください。	
記	
<b>1 相談内容</b>	
① 保険料を納付できなかった理由について 別紙「特別事情届」に記載してください。	
② 滞納保険料の納付について (滞納保険料の金額 円 _____ (H20. 11. 30 現在))	
<b>2 相談期間</b> 平成20年12月26日(金)まで なお、上記期間中に来庁できない場合はお知らせください。	
<b>3 その他</b>	
① 仕事などで昼間来庁できない場合は、毎週木曜日が19時まで窓口を延長していますのでご利用ください。	
② 社会保険ができた場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要ですので、新しくできた健康保険証を持参してください。	
〒000-0000	

と言ったと報じられています(赤旗 08.12.19.)。

北九州市社保協では12月の市議会に先立って「子どもについてだけは、とにかく医療を保障して欲しい・・・」という内容の申し入れを市長宛に行ないました。しかし、その後開かれた12月定例会市議会の質疑の中でも、保健福祉局長は「国は、世帯に子どもがいることをもって、一律に資格証明書の交付対象外とすることは適当でなく、児童福祉法に違反するものではないという見解を示している・・・世帯主の滞納保険料の納付または納付できない特別の事情の届出により、短期保険証

を交付することとした」と答弁する状況です(北九州市「市議会だより」09.1.1)。

このような北九州市の扱いは特別に「ひどい」例ですが、子どものいる国保世帯で保険料が払えない事情になった時に、どういうことが起こっているのか、市町村の窓口ではどういう対応をしているのか、実態を把握して改善を定着させるとり組みが今後も欠かせないところです。

(いいだふじお／北九社保協)

## 福岡県社会保障学校を開催

### 貧困を「搾取」の視点で捉え直す



2008年の福岡県社会保障学校は、12月13日、115人の参加で開催されました。

はじめに、県立広島大学の都留民子教授が「貧困・格差と社会保障」と題して講演。自身のフランスでの研究生活の体験なども交えながら日本の社会保障制度の問題点を解明。①貧困の要因は雇用のあり方(搾取)であり、雇用を保護するための主要な策の一環として社会保障制

度(失業保障)を位置づけること、②「より少なく働き、よりゆたかな生活を」という意識を国民が共有することが重要だ、と強調しました。

続いて、①北九州市社保協の山下さん(子どもの無保険について)、②障害者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会の佐藤さん(福岡県の重度障害者医療費助成制度改悪に反対するとり組み)、③福岡県商工団体連合会の宮本さん(中小業者の営業と暮らしの実態)、④福岡県生活と健康を守る会連合会の梅崎さん(最後のセーフティネット・生活保護は、いま)の4氏が活動報告を行いました。

最後に、県社保協の北園事務局長から後期高齢者医療制度廃止のとり組み、非正規雇用切り捨てによる雇用・生活危機の深刻化への対応強化などのとり組みをよびかけました。

## 生きいき長生き 祭り ふくおか

### 第5回高齢者のつどいに300人

福岡県高齢期運動連絡会は11月19日、福岡市のふくふくプラザで「第5回福岡県高齢者のつどい」を開きました。

午前は5つの分科会、午後はコーラスではじまり、主催者、来賓のあいさつに続いて、記念講演「社会保障の財源をどこに求めるか」（社会保障総合センター代表・三成一郎さん）、つどいアピールで閉会。どの分科会、記念講演も超満員の盛況、一日楽しく、「来てよかった」「来年もまたきます」と好評でした。

◇「お話しで大変元気づけて頂きました」「笑いのお話しは、今後の余生を本当に大切に送られる贈り物になりました」（第一分科会＝老いてますます輝く）

◇「食糧のことはやっぱり政治が一番かかわっていることが良くわかりました。農業を根本か

ら変えてもらわないといけない！」（第二分科会＝世界の食糧事情と日本の食）

◇「誰もさげられない、迫った問題をしっかり解き明かして頂き感謝。これを参考にしっかり生きたいと思う」（第五分科会＝高齢期をいきいきと健やかに過ごす秘訣）

◇「大勢の参加者で、心強く感じました。歌声もよかった」「消費税反対の運動に生かされます」「大企業の税金が少ないと聞いていたが、今日の講演でよく分かった」「税金の使い方、憲法にもとづく財政学を大変分かりやすく解説して頂き大変よかったです。冷たい自公政治を一刻も早くやっつけようと思いました」（全体会）  
など、うれしい感想がたくさん寄せられました。

（一揆の会ニュースNo.89より）

## 利用しやすい就学援助制度をめざして

### ～市町村アンケートにとりくんで

田川 澄子

民主商工会（民商）の婦人部では、新日本婦人の会や生活と健康を守る会と一緒に、就学援助制度の改善にとりくんできました。

以前は、田川民商婦人部で、名称が「準要保護」だったため、夫が「生活保護に準ずる程度に困窮しているとは何事か、俺の働きで給食費が払えんのか」と、妻に申請を取り下げようという怒りという例もあり、民商では自治体交渉で就学援助と名称を変えさせる取り組みもしてきました。しかし昨今、役員の高齢化や学校申請が簡単になったこともあり、

全県的に下火になっていました。

福岡市では、長年の運動の結果、認定基準をオーバーしていても、申請を受け付け「所得が減った」「親へ仕送りをしている」「子どもの病気でお金がかかる」など、一人ひとりの実状を聞いて認定してきましたが、2年ほど前から、基準をオーバーしていると受け付けなくなりました。市の学事課は「希望者が増えているから」といって頑として受け付けません。

また、北九州市は窓口申請に行くと、学

校申請をかなりしつこくすすめます。原因は、学校申請は支給方法が学校経由なので、給食費などを引いて保護者に支給するためだと思われま

す。これは、05年に義務教育国庫負担法が「改正」され、就学援助に対する国庫補助が廃止になり、一般財源になったことに伴って、認定基準を変更したり、対象者を絞る方向が打ち出されたことに連動していると思われま

す。06年、文部科学省は市区町村教育委員会を対象とした調査結果を発表しました。それによれば、就学援助を受けている児童生徒が最近10年間で大幅に増加しています。その要因は、①企業の倒産やリストラなど経済状況の変化、②離婚など母子・父子家庭の増加による、などと分析されています。

この状況の中で、今回は03年に続いてのアンケート活動でした。各地の民商婦人部がそれぞれの自治体の教育委員会や役場にアンケート用紙を持っていったり、郵送して要請してきました。田川郡福智町は当初「教育委員長の意見により回答できません」と言ってきたので、社保協の自治体キャラバンで抗議して提出させたりと結構楽しく活動をすすめました。その結果、福岡県下66市町村中65市町村から回答を得ました。

この課題は、教育委員会が窓口ですが、福祉の要素もあるので、各自治体毎に共闘して、憲法26条「義務教育は無償とする」を掲げて運動していく必要があると感じています。

#### 〈結果の概要〉

①受給率：県平均が小学生で17.1%ですが、もっとも高いのは田川市で28.5%、もっとも低いのが立花町で2.8%、中学生で県平均は17.9%ですが、高いのが田川市28.6%で、低いのはみやま市の4.9%で、10倍から5倍の差がありました。

②申請：民生委員の承認や意見があるのは22市町村ありますが、この地域は県平均より受給率が低くなっています。22市町村の平均受給率は小学生で8.7%、中学生で9.7%です。特に、黒木町は制度のお知らせも「民生委員を通して」であり、受給率も小学生で7.6%、中学生で6.7%と低くなっています。「生活保護の1.5倍」と認定基準が高い築上町・吉富町・鞍手町も含まれており、認定基準が高くて申請者にプレッシャーになっていることが想像されます。憲法第26条に則って簡素化されるべきです。

③認定基準：「生活保護と同じ(大刀洗町)、1.1倍(糸田町・大任町・福智町)～1.5倍(築上町・吉富町・宮若市・小竹町・鞍手町・飯塚市)」まで幅がありました。

市民税額が基準なのは、5市町村あり嘉麻市(71,800円)～筑紫野市(54,200円)まで差があります。その他に市町村民税の非課税、国保や国民年金の減免、児童扶養手当の受給などが基準でした。

福岡市は市民税が10%になったことを受け、平成18年度36,100円から平成19年度は63,700円にしましたが、前年度の計算では33,900円相当でしかなく実質的な引き下げでした。根拠は生活保護の1.25倍は同じだが、生活保護が切り下げられているからだと譲りませんでした。

④支給方法：全額保護者へは27市町村、全額学校へは18市町村、学校申請の場合は全額学校へは3(北九州市・福岡市・行橋市)、給食費は学校へその他を保護者口座へと分ける市町村が7(苅田町・芦屋町・鞍手町・田川市・糸田町・飯塚市・粕屋町)、全額保護者か学校かを選択するのが7(中間市・水巻町・直方市・宮若市・添田町・柳川市・大牟田市)、不明が2となっています。給食費の未払いが

増えたことから、福岡市も申請書に「給食費の事務を学校長に①委任します②委任しません」という欄がもうけられたように、学校経由の支給が増えています。

⑤お知らせ：学校から全児童生徒や新一年生

に知らせる市町村は41ありますが、広報やホームページのみという市町村が19あります。

(たがわすみこ／福岡県商工団体連合会)



## 高齢者の怒りを反映して

### 前進した「秋の月間」

～深まる高齢者の生活苦と

年金者組合の取り組み～

深野 一郎

#### 「秋の月間」で組合員137人増える

昨年秋の年金者組合の「仲間増やし月間」は9月から12月中旬までの取り組みでした。福岡県ではこの期間に137人の組合員を増やし、埼玉県の368人に続く増勢となりました。県内22支部中13支部が、事前に決めた目標を達成しています。新しい組合員が仲間を誘って組合に入れてくれるというケースが増えているのが、最近の特徴のひとつです。執行委員だけの「仲間増やし」からみんなで取り組む「仲間増やし」に変わってきているということができます。

もちろん、その底流にはいまの政治にたいする高齢者の怒りのひろがりや年金者組合にたいする期待と関心の高まりがあるといえるのではないのでしょうか。博多どんたくで年金者組合のパレードを見て「組合に入りたい」と電話をかけてくるとか、街頭宣伝のときに声をかけてくるとか、以前とはちがった強い反応があります。

高齢者の怒りと不安はさらにひろがって

いる

年金や医療・福祉の「改革」の中で、電気、ガス、水道の使用料が払えず供給停止となって近くの公園のトイレを利用している年配の女性、ヘルパー派遣を停止されて不自由な体で買い物に出ている男性など、高齢者の暮らしの破壊が進行しています。

最近大きな問題として取り上げられているのが、後期高齢者医療の保険料滞納です。納入督促状がきてもどうしようもないと、怒りの声を聞くことが多くなりましたが、県保険医協会の調査では県内32自治体で15,000人の未納者がいるとのこと。未納が一年を超えると、保険証の取り上げとなります(旧老人保健法では70歳以上には未納者にも保険証を渡していた)。医療や介護などの「改革」は、高齢者の暮らしをほんとうに深刻な状況に追い込んでいきます。

#### この春、年金引き上げ、最低保障年金確立で大運動に取り組む

昨年9月、年金者組合の全国生活実態調査

が実施されました。1年前にくらべ食費や日用雑貨、光熱費などの値上がりで暮らしが切迫してきている、交際費(冠婚葬祭、外食など)の負担が重荷になっている、など実態が浮かび上がってきました。「毎日なにを削るかを考えている。社会生活上必要なものは赤字でも支出せざるを得ない。後2年くらいで貯金はゼロになる」といった訴えもよせられています。

昨年12月中旬に開かれた中央委員会では、新年早々から、物価に見合う年金引き上げを要求する大運動(年金3%引き上げ、最低8万円の年金保障を要求)に取り組む方針が決定されました。私たちも、この方針を中心に積極的な運動を展開したいと思っています。

(ふかのいちろう／全日本年金者組合福岡県本部)

## 自治体病院の経営問題

### 自治体の「病院経営改善」の方法は間違っている

—— 頼りにされ、多くの市民に

利用してもらうことが重要 ——

一昨年、財政健全化法が成立し、「自治体病院改革ガイドライン」が総務省から出されました。北九州市職労病院評議会議長(市職労副委員長)の岸川真琴さんに自治体病院の財政・経営について聞きました。



問 全国の自治体病院で経営形態の見直しが進められていますか？

答 自治体病院は全国で973あり、2年前にNHKが調べたところ、224ヶ所が廃止・休止を検討していると言われていています。経常損失を計上している病院は全体の74.5%の721病院で、不良債務を生じているのは15.6%の104病院953億円と言われていています。

問 なぜ、自治体病院の経営状況が年々悪化してきているのですか？

答 1998年度以降、政府の低医療費政策の下でたびたび診療報酬の引き下げがありました。そして個人負担の増加による受診抑制と

構造改革による地方交付税の削減が進み、病院への他会計からの繰入れが減りました。それに加えて医師の新研修制度をはじめとした医師不足が経営に重大な影響を与えています。一言でいえば「医療政策の失政」です。

問 「他会計からの繰入れ」は赤字の補てんなのですか？

答 いいえ違います。多くの公務員も自治体病院の赤字は「一般会計から補てんされる」と勘違いしています。自治体病院は民間病院では取り組みにくい、僻地医療や高度・特殊・先駆的・精神・結核・救急・リハビリなどの不採算といわれる政策医療を担い、国の地

方交付税や特別交付税などの対象となっています。政策医療のために他会計から負担しているものです。

問 では、繰入れがあるのになぜ赤字が多いのですか？

答 まず、「三位一体改革」により大幅に交付税が削減されています。自治体から「他会計負担金」などで「病院会計」に入ってきていますが、特にこの数年大幅にカットされています。そして赤字を理由とした経営改善策をどこの自治体も行い、ベットの削減などの方法で経営改善をしようとしています。しかし、この方法では収入は減るのですが費用は減らず、病院経営はますます困難になっています。

問 「経営改善」策が間違っているのですか？

答 病院経営では、人件費や設備費などの費用は、患者（収入）が多かろうが少なかろうが一定です。削減できる費用は薬剤や診療材料などの費用で、削減の努力をするにしても幅が少ないのです。だから経営改善を費用の削減だけでやるやり方では成功しないのです。

問 どの様な経営改善策が必要ですか？

答 市立病院は市民の財産ですから、頼りにされ、多くの市民に利用してもらって収益をあげることが絶対条件です。その為の知恵と努力が必要です。これまで北九州市は、相次ぐ病棟閉鎖や病院の廃止を行ってきました。これでは、費用は減らず収益は減り経営改善にはなりません。この方法はやってはならない愚策です。

問 最後に「北九州市病院事業経営改革プラン」についてお聞かせください

答 医師の流出で市立門司病院では非常勤医師が増え、若松病院では病棟の閉鎖などがおこり、それが原因で経営状況の悪化が心配です。指定管理者制度の導入など、今回のプランには一貫したビジョンが無く、その場しのぎになっているのが問題です。私達は今後新たな提言を行い、市民と共に市立病院を守るたたかいに全力を挙げます。

— 有難うございました。

（きしかわまこと／北九州市職労病院評議会、  
かけたにはじめ／福岡自治労連）



## 大詰めを迎える

### 福岡生存権裁判 （傍聴記）

国は、生活保護予算を減らすために、「適正化」（しめつけ）と生活保護基準の引き下げを行なっています。今後さらに生活保護基準を引き下げ、「働ける人」は期限付き保護、高齢者を生活保護制度から排除（分離）するなど、

抜本的な「改悪」を実施しようとしています。

高齢者には「特別に需要がある」として「高齢加算」が認められていましたが、2006年度に廃止されました。そのため、毎月の収入の2割近くが減り、人間らしい暮らしができな

くなっています。この生活費ひき下げに対して、「もとに戻せ」という訴えが全国的に起こされています。福岡県では北九州市在住の利用者が原告となって「福岡訴訟」がたたかわれ、この一月に結審を迎えます。

裁判を傍聴された大牟田・みさき病院の医療ソーシャルワーカーの緒方さんにききました。

### 【老齢加算とは】

「老齢者はそしゃく力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費などに特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる」（昭和 55 年中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間的とりまとめ）

大牟田の場合で考えると（73 歳の一人暮らしの場合）、生活保護の基準額は、月額：65,870 円です。2003 年度までは、老齢加算の 16,830 円があったので、82,700 円でした。しかし、廃止になった 2006 年度には、月額：65,870 円となっているのです！これは、収入全体の約 2 割のカットとなり、高齢者の生活を圧迫しています。

### 【なぜ、政府はこのようなことをするのか】

生活保護基準を下回る低賃金労働者や低年金生活者がいることを理由に、生活保護を改悪しようとしています。「最低限度の生活」の公的な基準である生活保護基準が切り下げられると、「貧困」は隠され、今でも低すぎる最低賃金や年金、税金の課税基準などが、歯止めを失って、もっと引き下げられることになりかねません。

1 日 8 時間以上働いても低収入という「ワ

ーキングプア」が増えています。2006 年労働力調査（総務省）によれば、自営業者を含む就業者 6,369 万人のうち、年収 200 万円未満の人は 2,196 万人で 35 %に達しています。2002 年と比べると、年収 200 万円未満の人は 80 万人も増えているのです。

「これではただ食べて、排泄しているだけだ」と多くの高齢者が立ち上がり、全国で裁判を起こしました

全国で 8 地裁に提訴！ 加えて、母子加算廃止に対する提訴も起きています。

★これは、生活保護受給者だけの問題でなく、「貧困の広がり」をストップさせるための、国民的な課題なのです！

### 【先日の福岡地裁では】（10 月 16 日）

今回の裁判は、3 名の証人による発言がありました。

#### 長崎先生（大手町診療所 医師）

医学的見地・ご自身の経験から、高齢者の特徴を述べられました。高齢者の特徴として、

- ・多病性（慢性疾患をはじめ、複数の病気にかかりやすい）
- ・中途障害（病気やけがなどによって、A D L や I A D L の低下が起こりやすい）
- ・人生の終わりに近い存在

の大きく 3 つを示され、だからこそ、

★高齢者の生活の質（Q O L）の維持・向上が必要

★そのためには、「老齢加算の復活が必要」と力説されました。

#### 佐藤さん（NPO 法人自立サポートセンター）

N P O 法人自立サポートセンターはホームレス支援機構で、そこでの経験を基に証言されました。

★孤立しないためには、「健康で安定した暮らし」が出来る費用が必要

★お金だけでなく、民間・行政等の人的交流の場が必要

その上で、現在の高齢の生活保護受給者の収入は極めて低く、不足していると証言されました。

#### 吉田さん（八幡生活と健康を守る会会長）

「生活と健康を守る会」とは、生活保護受給者をはじめ、低所得者の権利を守るための組織で、吉田会長は、多くの高齢の生活保護受給者の生活実態を証言されました。

#### <老齢加算があった時>

- ・高齢者の表情も豊かであった。
- ・友達付き合いも出来ていた。月1回4人で山賊鍋に行って、一人1,000円で野菜や肉を食べていた。回転すしにも、友達同士で行っていた。

#### <老齢加算が減額・廃止になった時。>

##### 現在の状況>

- ・“ただ、生きているだけ”で、疲弊感がある。
- ・風呂の回数を週1回に減らす、風呂の水は月に1回しか替えない人も出てきた。
- ・仏さんにあげる花を買うことが出来なくなった。

- ・食べるものをギリギリに抑えている。
- ・服は買えない、下着は100円均一。
- ・他の人たちとのつきあいもできない等、悲惨な状況を証言されました。

#### 被告側（北九州市側の弁護士）の反応

～個人的な印象ですが～

これらの「実情・現状」に目を向けるのではなく、「もっと生活に苦しい人はいる。だから、加算の廃止は仕方ないでしょ」というような質問が多かった。

#### 他の傍聴参加者の感想

○どうしても社会保障の問題は“その当事者でないと劣悪な状況になっていることを実感できない”というところがあります。地域への広報および啓蒙活動にも取り組んで、当事者だけの問題ではないことを伝えていきたいと思いました。

○社会保障はたたかってこそ守られる、勝ち取られるということを改めて感じました。

○初めて参加しました。とても大切な内容だとおもいました。参加して良かったです。

（福岡民医連・親仁会「社保闘争委員会ニュース」より）

## 福岡生存権裁判 第15回公判

2009年1月21日（水）14時～

福岡地方裁判所

\*同日12時半から、福岡市赤坂交差点で宣伝行動を予定

\*公判終了後、県弁護士会館で報告集会（14時半～16時）

多数ご参加下さい